

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5)～(6) 省略</u></p> <p>2 前項第2号から第6号までに掲げる事項については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る電子機器からの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 男女の別</u></p> <p><u>(6)～(7) 省略</u></p> <p>2 前項第2号から第7号までに掲げる事項については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係る電子機器からの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 男女の別</u></p>